

事業者排出量削減計画書 (新規・変更)

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都府福知山市長田野町2丁目66-3					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	日本ピラー工業(株) 福知山工場長 井宮 敬悟					
事業者の主たる業種	工業用高機能部品製造販売					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	平成20年 4月 ~ 平成23年 3月					
基本方針	事業活動と環境との調和を図るため、環境マネジメントシステムを確立し、環境負荷を減らすための継続的な改善と汚染の防止に努め、2%以上のCO <sub>2</sub> 削減を目指す。					
推進体制	福知山環境管理委員会を中心とし、ISO14001環境マネジメントプログラムの目標達成に向け、各部署において活動を展開する。					
	環境マネジメントシステム名称	ISO14001				
	適用範囲	工場全体				
	取得年月日	2002年9月				
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	平成20~22	工場製造部署	電気・ガス・ガソリン等のエネルギー使用量を削減し2%削減する。			
	平成20~22	工場製造部署	環境に配慮したグリーン購入の推進			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）		
	A 事業所等排出区分	3,216 t	3,152 t	-2.0 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%		
	C その他排出区分	t	t	%		
	排出合計	*1 3,216 t	*2 3,152 t	-2.0 %		
	目標設定の考え方	基準年度（19年度）の電気・ガス・ガソリン等のエネルギー使用量の二酸化炭素排出量に対して2%削減を目標としている。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
	工場製造	二酸化炭素換算 出荷高(百円)	電力使用量 2999 t	電力使用量 2939t	-2.0 %	
	営業所	二酸化炭素換算 出荷高(百円)	揮発油使用量 23t	揮発油使用量 22.54t	-2.0 %	
		二酸化炭素換算			%	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	基準年度（19年度）の各エネルギー使用量の二酸化炭素排出量に対して2%削減を目標としている。					
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）			/	
		取組量等		（二酸化炭素換算）		
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）		t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m <sup>3</sup>	（削減量）		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（発電量）	kwh	（削減量）		t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）		t
削減量等合計			*3	t		
差引排出量 （排出合計-削減等合計）		基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）		
		*1 3,216 t	(*2)-(*3) 3152 t	-2 %		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	構内周辺の美化活動を積極的に取り組んでいる。					
特記事項	ISO14001を認証取得し、CO <sub>2</sub> 排出量の削減の他に、①有害物質（有機溶剤等）の使用量の削減 ②法的要求事項の順守 ③廃棄物の削減及びリサイクル推進によるリサイクル率の向上 ④新規設備導入時の環境配慮方設備の導入 ⑤従業員及び派遣、請負社員への環境教育 ⑥地域美化活動の実施 に取り組んでいる。					

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。

5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。